

◆建築基準法第 43 条第 2 項第 2 号に係る許可申請について◆

諏訪建設事務所管内における、建築基準法第 43 条第 2 項第 2 号の規定による許可申請の手続きについては、以下のとおりです。

1 提出窓口

建築場所	提出先
岡谷市（都市計画区域内に限る）	岡谷市都市計画課を経由して、諏訪建設事務所 建築課へ
諏訪市（都市計画区域内に限る）	諏訪市都市計画課を経由して、諏訪建設事務所 建築課へ
茅野市（全域）	茅野市都市計画課を経由して、諏訪建設事務所 建築課へ
諏訪郡下諏訪町（都市計画区域内に限る）	下諏訪町建設水道課を経由して、諏訪建設事務所 建築課へ
諏訪郡富士見町（都市計画区域内に限る）	富士見町建設課を経由して、諏訪建設事務所 建築課へ
諏訪郡原村	法第 41 条の 2 の規定により申請対象外（都市計画区域外）

※都市計画区域の内外については、各市町にご確認ください。

2 必要書類

書類	記入内容、留意事項等
申請手数料	長野県収入証紙 34,000 円 (手数料が変更になりました。諏訪合同庁舎内でも購入できます。)
許可申請書	第一面の該当条文を記入したか
意見書	建築地の市役所又は町役場担当課で発行を受けたもの
委任状	押印を省略する場合は、委任者と代理者で押印省略について合意の上、その旨を記載
占用許可書の写し	譲渡承認等ある場合はその写しも添付
地籍図	法務局発行又は登記情報提供サービスで取得した公図の写しを利用する場合、以下の事項を追記 ・対象地を太線で囲う等して明示 ・対象地の地目及び所有者氏名

	・対象地に権利を有する者の氏名（借地権等がある場合） ・申請者と所有者が親類で、借地契約等がない場合は、続柄（例：申請者の父） ・占用許可部分を着色等で明示 ・前面道路の管理者 ・許可に係る水路の管理者 ・作成者の所属、建築士資格（作成者が建築士の場合）及び氏名
付近見取図	
配置図	以下の項目の記入を確認 ・占用箇所の図示 ・計画建物周囲及び道路中心の計画レベル
各階平面図	
床面積求積図	
立面図	2 面以上
断面図	2 面以上（矩計図、意匠断面図どちらでも可）
水路の横断部分の断面詳細図	現地に水路がない場合も作成
地盤面の算定表	施行令第 2 条第 2 項による地盤面の算定が必要な場合

3 提出部数

諏訪建設事務所建築課へ 2 部（正、副）

（市町での意見書発行時における必要部数については、各市町にご確認ください。）